

平成26年第4回

臨時会

せたな町議会会議録

(平成26年4月15日)

平成26年第4回せたな町議会臨時会

平成26年4月15日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第1号 専決処分の承認について
(平成25年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算(第2号))
- 5 承認第2号 専決処分の承認について
(せたな町税条例等の一部を改正する条例について)
- 6 承認第3号 専決処分の承認について
(せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 7 議案第1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算(第1号)
- 8 議案第2号 北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について
- 9 議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約の協議について
- 10 議案第4号 工事請負契約の締結について(大成区水道施設整備工事(5工区))
- 11 議案第5号 工事請負契約の締結について(大成区水道施設整備工事(6工区))
- 12 議案第6号 工事請負契約の締結について(大成区水道施設整備工事(建築主体)その2)
- 13 議案第7号 物品購入契約の締結について(水道メーター器)

○出席議員(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 奥村喜美男君 | 2番 本多浩君 |
| 3番 大野一男君 | 4番 内田尊之君 |
| 5番 熊野主税君 | 6番 石原広務君 |
| 7番 小平久君 | 8番 澤田光子君 |
| 9番 大湯圓郷君 | 10番 細川伸男君 |
| 11番 平澤等君 | 12番 菅原義幸君 |

○欠席議員(0名)

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 榊田道廣君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣	君
総務課長	西村晋悟	君
財政課長	高田威	君
税務課長	堂端重雄	君
町民児童課長	中野真一	君
産業建設課長	鎌田勝幸	君
建設水道課長	原進	君
総務課長補佐	高橋純	君
税務課長補佐	横川忍	君
町民児童課長補佐	佐々木真由美	君
町民児童課長補佐	坂谷洋二	君
税務課主幹	佐々木正人	君
町民児童課主幹	濱登幸恵	君
建設水道課主幹	久津間智	君

《大成総合支所》

総合支所長	岡崎邦三郎	君
産業建設課長	佐野英也	君
地域町民課長補佐	木村一夫	君

《瀬棚総合支所》

総合支所長	駒谷正義	君
産業建設課長	福士裕継	君
地域町民課長補佐	濱口喜秋	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀英治	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成田円裕	君
-----	------	---

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	佐々木正則	君
事務局次長	横川洋二	君
事務局書記	松林功	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんこんにちは。

ただ今の出席議員は12名で定足数に達していますので、平成26年第4回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において7番、小平久議員、8番、澤田光子議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは、議案その1でございます。承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。本件につきましては、平成25年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算第2号の専決処分をしたところでございまして、予算総額に変更を生じるものではありませんが、その内容を申し上げます。

6 ページをお開き願いたいと思います。歳出では1 款電気事業費、1 目一般管理費については、売電収入の減額に伴う財源振り替えでございます。

歳入では3 款諸収入、1 目売電収入3 0 9 万8, 0 0 0 円の減額は2 月、3 月の発電量が予想を下回ったことによるもので、4 款繰入金、1 目風力発電事業基金繰入金で3 0 9 万8, 0 0 0 円を追加し収支の均衡を図ったものであり、地方自治法第1 7 9 条第1 項の規定に基づき3 月3 1 日付けで専決処分を行なったので、同条第3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は提案理由の説明でご理解できると思いますので、内容説明を省略し質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

承認第1 号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、承認第1 号は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 承認第2 号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、承認第2 号 専決処分の承認を議題といたします。
本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 承認第2 号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。本件につきましては、せたな町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたところでございます、その提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する政令が平成2 6 年3 月3 1 日に公布されたことに伴いまして、せたな町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第1 7 9 条第1 項の規定に基づき3 月3 1 日付けで専決処分を行ったので、同条第3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

内容につきましては、担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

堂端税務課長。

○税務課長（堂端重雄君） それでは、議案書9ページから38ページまででございますが、39ページから41ページのせたな町税条例等の一部改正の概要により説明をさせていただきたいと存じます。まず、最初に町民税関係でございますが、1点目地方法人課税の偏在是正措置に係る法人住民税法人税割の改正についてでございます。これは第34条の4の関係でございます。消費税率が8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差を縮小するために法人住民税法人税割の税率を引き下げる内容でございます。現行の法人税割は14.7%でございますが、これを12.1%に改正するものでございます。平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されるものでございます。

2点目は外国法人に対する国際課税の見直しについてでございます。これは条例第23条、第48条、第52条関係になります。外国法人に対する課税の原則について、いわゆる総合主義に基づく従来の国内法を、2010年改訂後のOECDモデル租税条約に沿った帰属主義に見直しが行われましたことで、これは例えば外国に本店があり、日本に支店があるということで、これに伴いまして二重課税、あるいはどちらへも課税されないような空白課税を減らす点にあります。

続きまして3点目の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例延長でございますが、これは附則第8条関係でございます。これは肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長されるということで、現行では平成27年度でございますが、これを平成30年度に改正することでございます。これは平成26年4月1日からの施行となります。

続きまして固定資産税関係でございます。1点目の公害防止用設備、浸水防止設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置でございます。これは附則第10条の2関係でございますが、まず（1）でございますが、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置、これは適用期限を2年延長することでございます。（2）の浸水防止設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、これは新たに創設する内容でございます。（3）のノンフロン製品に係る固定資産税の課税標準の特例措置についても、新たな創設という内容でございます。これにつきましては平成27年度以後の年度分について適用となります。

2点目の新築住宅に係る固定資産税減額措置の特例延長でございますが、これは附則第10条の3の関係でございます。新築住宅については、従来からの固定資産税減額2分の1、これをさらに2年の延長となります。平成26年4月1日からの施行となります。

続きまして、40ページをお開きください。3点目の耐震改修を行なった既存建築物に係る固定資産税減額措置の創設、これは新たな創設でございますが、耐震改修を行なった既存家屋、住宅については除く、これは住宅はすでに条例化されておりますが、これに係る固定資産税について建築基準法に基づき耐震改修工事を行なった場合、その旨を申告し改修工事完了した年の翌年度から2年間の固定資産税が2分の1に減額がされる内容でございます。これは平成27年度以後の年度分についての適用という内容でございます。

次に軽自動車税の関係でございます。まず、軽自動車税の見直しについては条例第82条関

係、それから附則第16条、それから改正附則第4条から6条関係でございますが、まずは(1)の原付、原動機付自転車、軽二輪及び小型二輪でございますが、表に書いてるような説明でございますが、まずは原付50cc以下につきましては、現行1,000円が2,000円に改正される。それから50ccから90cc以下、これは現行1,200円から2,000円に改正。それから90ccから125cc以下、現行1,600円から2,400円。それからミニカーが2,500円から3,700円。次に軽二輪、これは125ccから250cc以下になりますが、現行が2,400円を3,600円に改正。それから小型二輪、これは250ccからでございますが、これは現行4,000円から6,000円と改正されます。これらについては平成27年度以後の年度分について適用されるとなります。(2)の軽自動車及び小型特殊自動車でございます。まず、表の説明させていただきますと、軽自動車、上から三輪でございますが、現行が3,100円これを3,900円に改正されまして、さらに重課税4,600円となります。四輪以上の乗用でございますが、その中の乗用の自家用が、現行7,200円が1万800円に改正され、重課税は1万2,900円となります。続きまして営業用は5,500円の現行が6,900円に改正され、重課税は8,200円となります。次に四輪以上の貨物用の自家用でございますが、現行は4,000円に対し、改正は5,000円となります。重課税は6,000円となります。それから営業用でございますが、現行3,000円が、改正後は3,800円、重課税は4,500円となります。それから続いて専ら雪上を走行するもので、現行2,400円から改正後は3,000円となります。次に小型特殊自動車でございますが、農耕用につきましては、現行1,600円から2,000円に改正される。それからその他のものとして、現行4,700円が5,900円に改正されることとなります。軽四輪等につきましては、平成27年4月1日以後に新規に取得される新車から適用となります。それから重課税の関係でございますが、最初の新規検査から13年経過した軽四輪以上は平成28年度分以後重課税が適用される内容となります。

続いて41ページその他でございますが、これは条例規定の削除の関係でございます。地方税法の法律、政令、省令などに明確に規定されたものにつきましては、地方税法改正ごとに条例規定の改正が不要となるということで、削除する条例につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第2号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 承認第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 承認第3号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。本件につきましては、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたところをごさいます、その提案理由を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で、専決処分を行なったので同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

堂端税務課長。

○税務課長(堂端重雄君) それでは議案書45ページから47ページでございますが、48ページのせたな町国民健康保険税条例の一部改正の概要により説明をさせていただきたいと存じます。まず国民健康保険税の課税限度の見直しについてでございますが、これは条例第2条関係でございます。(1)としまして、後期高齢者支援金等の課税額でございますが、現行が14万円でございますが16万円に改正するというところでございます。(2)が介護納付金課税額でございますが、現行12万円が14万円に改正するというところで平成26年4月1日からの施行となります。

続きまして2点目の国民健康保険税の軽減措置の見直しについてでございます。これは条例第23条関係でございますが、(1)としまして、五割軽減の対象となる世帯。現行が世帯主を除く被保険者数とありますが、これが被保険者数になります。(2)二割軽減の対象となる世帯でございますが、現行が35万円に対し改正が45万円となるわけでございます。これも平成26年4月1日から施行となります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

承認第3号を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案第1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算第1号の提案理由をご説明申し上げます。今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に5,729万8,000円を追加し、総額を89億4,921万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、消費税率の引上げに伴います低所得者や子育て世帯に対する適切な配慮を行なうための暫定的、臨時的な措置としての臨時福祉給付金給付事業や子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る経費及び3月30日に強風により被災した女性ふれあいセンターの屋根改修工事に係る経費などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長(高田 威君) それでは議案その1の53ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。3款民生費、1項社会福祉費、7目老人ホーム運営費254万4,000円の追加でございます。このたびの人事異動に伴いまして、瀬棚養護老人ホーム三杉荘の所長が嘱託職員の配置となったことから、それに係る経費について補正をお願いするものでございます。12目臨時福祉給付費4,110万4,000円の追加は、消費税率の引き上げに伴う低所得者に対する適切な配慮を行うための暫定的、臨時的な措置として臨時福祉給付金給付事業に係る経費について、それぞれ補正をお願いするものでございます。なお、給付金の対象者は、市町村民税均等割の非課税世帯の世帯人となっております。基本分の1万円については2,580人、老齢基礎年金等受給者への加算分の5,000円については2,233人を見込んでおります。

54ページになります。2項児童福祉費、5目子育て世代臨時特例給付費979万3,000

0円の追加は、消費税率の引上げに伴う子育て世帯への影響の緩和や消費の下支えを図るための暫定的、臨時的な措置としての子育て世帯臨時特例給付金給付事業に係る経費について、それぞれ補正をお願いするものでございます。なお1万円の給付金の対象児童数は890人を見込んでおります。

4款衛生費、7目保健施設管理費123万2,000円の追加でございます。大成歯科診療所に係る医師対策を図るため、歯石除去機器などの医療機器の整備や運営費負担金について補正をお願いするものでございます。

次のページになります。6款農林水産業費、7目農業施設管理費262万5,000円の追加でございます。3月30日の強風により被災した女性ふれあいセンターの屋根の改修工事に係る経費について補正をお願いするものでございます。

これらに係る歳入でございますが、52ページをお開き願います。13款国庫支出金、1目民生費国庫補助金5,089万7,000円の追加につきましては、1節は臨時福祉給付金給付事業実施に伴う臨時福祉給付金給付事業補助金の追加でございます。2節につきましては、子育て世帯臨時特例給付金給付事業実施に伴う子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金の追加でございます。

18款1目ともに繰越金640万1,000円の追加につきましては、前年度からの繰越金でございます。

ただいまご説明いたしました内容により一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本件につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合が新たに加入すること等に伴い、北海道市町村総合事務組合同約別表を変更することについて、組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは北海道市町村総合事務組合同約の一部を変更する規約につきまして、59ページの新旧対照表によりまして変更点について説明をいたします。まず、表の右側ですが変更前です。別表第1の石狩振興局、(15)の項中、(15)を(16)に改め、北海道後期高齢者医療広域連合の次に、句読点道央廃棄物処理組合を加え、空知総合振興局(35)の項中(35)を(34)に改め、赤平市句読点を削ります。上川総合振興局(31)の項中、(31)を(30)に改め、句読点上川中部消防組合を削ります。同じく胆振総合振興局(13)の項中、(13)を(12)に改め、句読点伊達・壮瞥学校給食組合を削除するものでございます。次に別表2の1から7の項中、句読点赤平市を削り長万部町の次に、句読点鷹栖町、句読点上川町を加え、句読点上川中部消防組合を削り、恐れ入ります次の60ページをご覧いただきたいと思います。同表9の項中、北海道後期高齢者医療広域連合の次に句読点道央廃棄物処理組合を加え、句読点上川中部消防組合及び句読点伊達・壮瞥学校給食組合を削るものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本件につきましても、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合の脱退、道央廃棄物処理組合の加入に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約別表を変更することについて、組合組織団体の協議が必要とされることから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それでは北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約につきまして、63ページの新旧対照表によりまして変更点についてご説明申し上げます。表の右側変更前ですが、別表第1の上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合を削り、左側の変更後にありますように、道央廃棄物処理組合を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第4号 工事請負契約の締結を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その2、1ページでございます。本件につきましては、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 議案その2の1ページでございます。今回議案第4号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、平成25年度の繰越事業であり大成区水道整備工事のうちの5工区であります。内容といたしましては、昨年度の終点であります久遠漁港地先の町道山の上通線から東部団地を經由いたしまして、町道くどうの丘通線の長栄橋までに口径150ミリから250ミリの送配水管を延長約1,568メートル敷設する工事であります。

工事の名称でございます。大成区水道施設整備工事（5工区）。契約の金額9,828万円。契約の相手方、三和・北工経常建設共同企業体。代表者、久遠郡せたな町大成区久遠120番地、株式会社三和建设、代表取締役、大野一。構成員、久遠郡せたな町北檜山区豊岡114番地7、北工建設株式会社、代表取締役、佐藤祐二。参考といたしまして、工期については契約締結の日の翌日から平成26年11月28日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第5号 工事請負契約の締結を議題といたします。

細川伸男議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので退場を求めます。

(細川議員退席)

○議長（菅原義幸君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 3ページでございます。議案第5号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましても、平成25年度繰越事業であり、大成区水道整備工事のうちの6工区となります。内容といたしましては、5工区の終点であります長栄橋から町道くどうの丘通線、都団地線を経由して大成総合支所地先までに口径200ミリの配水管を延長約948メートル敷設する工事であります。

工事の名称でございます。大成区水道施設整備工事（6工区）。契約の金額8,132万4,000円。契約の相手方、細川・佐藤経常建設共同企業体、代表者、久遠郡せたな町北檜山区北檜山94番地5、細川建設工業株式会社、代表取締役、新庄隆一。構成員、久遠郡せたな町瀬棚区本町8番地、佐藤建設工業株式会社、代表取締役、児島永幸。参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成26年11月28日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ここで細川伸男議員の入場を許可します。

(細川議員着席)

◎日程第12 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第6号 工事請負契約の締結を議題といたします。
内田尊之議員は、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので退場を求めます。

（内田議員退席）

○議長（菅原義幸君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 5ページでございます。議案第6号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましても、平成25年度繰越事業であり、大成区水道整備工事のうちの建築主体その2となります。内容といたしましては、昨年度新設しました久遠配水池に係る内面防食塗装、外面塗装、屋根防水塗装合わせて1,489平米を施行し、付帯工として螺旋階段、タンク内部の梯子等を設置いたします。

工事の名称でございます。大成区水道施設整備工事（建築主体）その2。契約の金額5,065万2,000円。契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区徳島143番地、株式会社内田建設、代表取締役、内田尊之。参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成26年11月28日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

ここで内田尊之議員の入場を許可します。

(内田議員着席)

◎日程第13 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第7号 物品購入契約の締結を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本件につきましても、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては担当課長より説明をいたさせます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原建設水道課長。

○建設水道課長（原 進君） 7ページでございます。今回議案7号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては水道メーター器でございます。水道メーター器の有効期間といたしましては、計量法で8年と定められていることから、町内で更新対象となる口径13ミリから50ミリの水道メーター器を612個購入するものです。

物品の種類でございます。水道メーター器。契約の金額1,360万8,000円。契約の相手方、久遠郡せたな町大成区久遠123番地、曲キ株式会社、大野吉太郎商店、代表取締役、大野忠勝。参考といたしまして、納入期日につきましては契約締結の日の翌日から平成26年7月30日までとなっております。なお、指名業者及び入札結果一覧につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で平成26年第4回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月12日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 小 平 久

署名議員 澤 田 光 子